

平成23年度税制改正のポイント(2)

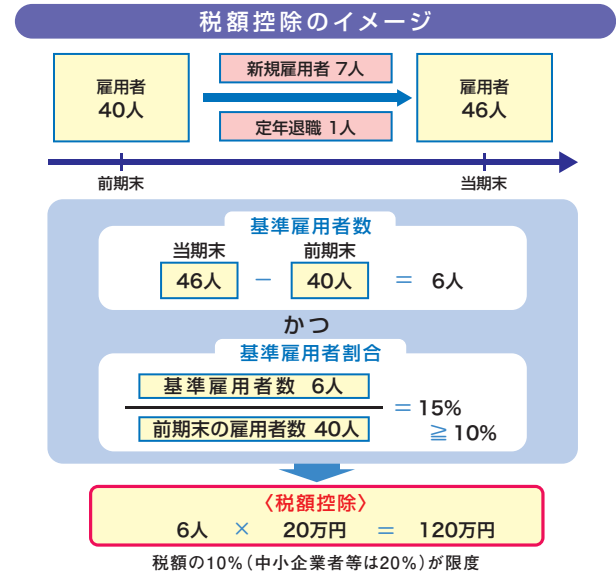
前号では平成23年度税制改正による「消費税法の一部改正」についてお伝えしましたが、今号では、新たに創設された「雇用促進税制」についてご紹介いたします。

「雇用促進税制」の創設

1. 制度概要

前事業年度より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税または所得税の税額控除を受けられる「雇用促進税制」が創設されました。これは、青色申告法人または事業主が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に対して5人（中小企業者等※については2人）以上、かつ10%以上増加しているなど一定の条件に該当するときは、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができるものです。ただし、控除できる金額は当期の法人税額または所得税額の10%（中小企業者等は20%）が限度となります。

※中小企業者等とは、中小企業者または農業協同組合等をいいます。
 なお、中小企業者とは①資本金・出資金の額が1億円以下の法人（一定の法人を除く）、②資本・出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。



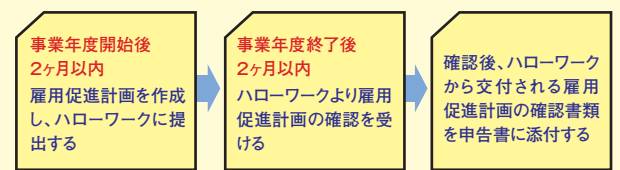
2. 適用要件

雇用促進税制の対象となる事業主の主な適用要件は以下のとおりです。

- ①青色申告書を提出する事業主であること
- ②前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと
- ③基準雇用者数が5人（中小企業者等については2人）以上であること
 $\text{基準雇用者数} = \text{当期末の雇用者数} - \text{前期末の雇用者数}$
- ④基準雇用者割合が10%以上であること
 $\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者数}}$
 $\text{雇用者} = \text{使用人のうち、雇用保険の一般被保険者 (役員の特典関係者及び使用人兼務役員は除く)}$
- ⑤当期の給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
 $\text{比較給与等支給額} = \text{前期の給与等の支給額} + (\text{前期の給与等の支給額} \times \text{基準雇用者割合} \times 30\%)$
- ⑥風俗営業等を営む事業主ではないこと

3. 適用を受けるための手続き

雇用促進税制の適用を受けるには、事業年度開始後2ヶ月以内に雇用促進計画をハローワークに提出するとともに、その事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業主については3月15日まで）に雇用促進計画の達成状況についてハローワークの確認を受け、その際ハローワークから交付される確認書類を確定申告書に添付する必要があります。



詳しくは最寄りの税務署・ハローワークまでお問い合わせください。

しかし、著者が「日本の底力はものづくりの分野で最もその力を発揮する」という通り、本書を読むと、縄文土器、鉄製農具、鉄砲の活用、江戸時代の手工芸、明治維新後の工業化など、節目ごとに目覚ましい発展を遂げてきたことがよくわかる。著者は明治学院大学教授で、日本の古代史や比較文化的観点から本書をまとめてあり、技術に詳しくない人にとっても読みやすい。歴史を振り返ることで、もう一度、日本の底力を信じてみようという前向きな気持ちにさせてくれる一冊だ。

だが、ものづくりでここまで発展してきた日本人は今、未曾有の大震災を経験し、自信を喪失している。世界的な不況の中で、ジャパン・パッシングがささやかれることもしばしばだ。

勤勉で、手先が器用で、細部にまでこだわる日本人の職人魂と美意識は、まさに日本の存在そのものである、といっても過言ではない。ふだん、何気なく見ている小さな商品や道具でも、実はいかに使いやすく工夫され、綿密に計算されたものであるか。

やや長めのタイトルだが、要はものづくりの歴史から見た日本を時系列で紹介しようという贅沢な本である。ものづくりといえは日本のお家芸といわれるほど、世界中で高い評価を得てきたのは周知の事実である。

武光 誠著
 小学館 720円＋税

縄文土器からiPS細胞まで
 ものづくりの歴史にみる日本の底力

